

有明訴訟を支援する 長崎の会ニュース



2021年1月14日

第73号

発行:「よみがえれ!有明海訴訟」を支援する長崎の会

長崎市恵美須町2-12 サンロイヤルⅡ 長崎県労連内 TEL:095-828-6176 FAX:095-832-8045

メール ☒ j0480honda@gmail.com

国・農水省の「背信の10年」に強く抗議! 和解協議で諫干問題の全面的解決を

2010年12月6日、福岡高裁は、諫早湾干拓事業と有明海の漁業被害の因果関係を認め、国に「潮受け堤防排水門の常時開門」を命じました。12月20日、国は上告を断念し、判決が確定しました。しかし、国・農水省は、開門確定判決を履行しないばかりか、確定判決の「無効化」をねらった裁判を起こすなど、数々の背信行為を繰り返してきました。国が確定判決に従わず、また、従わないことに対して制裁金を課されたのは、憲政史上初めての異常事態です。

大失敗の諫早湾干拓事業 諫早湾干拓事業は、有明海の自然環境を破壊し、大きな漁業被害をもたらしました。深刻な被害は今も続いています。湾閉切りによって出来た調整池の水質は、毎年多額の県費を投入してもいっこうに改善せず、汚い水は近隣漁場に排出され続けています。

干拓地では、地盤沈下や排水不良、冷熱害、カモ食害などの厳しい農環境のために当初入植者の約4分の1がすでに撤退。また、営農者から国・長崎県に対して、農業被害への損害賠償や、開門を求める訴訟が起こされるなど、諫早湾干拓事業が大失敗であったことは明らかです。

和解協議で全面的解決を 干拓事業をめぐる紛争が長期化、深刻化するなか、問題解決のためには、すべての利害関係者が同じテーブルに着いて話しあうことしかありません。和解による紛争の終局的解決は、最高裁をはじめ裁判所の一貫した立場でもあります。いま、和解協議を開始することが、諫干問題の全面的解決への唯一の道です。

長崎市・鉄橋で街頭宣伝



開門確定判決から12月21日で10年になるのを受け、有明再生支援長崎のメンバー10人が19日、長崎市の繁華街鉄橋で街頭宣伝活動に取り組みました。

「和解協議で諫干問題の全面的解決を」などと書かれた横断幕やのぼり旗を掲げてアピール。開門判決を履行しない国・農水省に抗議し和解協議を求めるチラシ300枚を配りました。(写真=「赤旗」提供)

開門確定判決10年の思い

諫早湾の干潟を守る諫早地区共同センター 大島弘三

12月19日(土)の午後、長崎市の繁華街・鉄橋(てつばし)では川面を渡る北風が吹き荒れていた。「よみがえれ!有明海訴訟を支援する長崎の会」のメンバー10人程、開門を求めてビラを配る。マイクで訴える。配る手が、かじかむ。貰う方ももどかしい。

2010年12月、福岡高裁が「3年間の猶予と5年間の開門」を命じ、時の民主党政権の菅総理が上告せず、開門が確定した。あれから10年、政権は自民党に、さらに裁判も開門と非開門の判決が交錯し、その結果「諫早湾」というテーマが市民の目から遠ざかる事態となりつつある。



<有明海、諫早湾の事態は深刻である>

干拓工事が始まると有明海のタイラギの不漁が続き、この10年は全く採れない事態となった。漁師の話では、当初春先の幼生(タイラギの子供)はどうか見かけていたが、夏場以降成貝の姿が消え、近年は幼生の姿さえ全く確認出来ない程に壊滅状態となっている。跡継ぎの息子は福祉施設の職員となって県外へ。船も潜水具も、目の前の有明海は死んだも同然。

貝類ではアサリも同様。稚貝を買って来て干潟に撒く養殖に取り組んでいるが、赤潮や貧酸素などの害に苦しめられている。砂まきや稚貝の仕入れなど、役所の助成なしには立ち行かない事態。カキはもっと深刻。タネ付きの殻を仕入れ、網かごに入れてイカダに浮かべてみたが、今年は半分も育っていない。親の貝が卵を産み、海の中、砂の中で大きく育つ。これが自然のサイクルではないのか。人の手を借りて砂を撒いたり、籠の中でイカダに吊るしたり。あの手この手と漁協経由の助成金頼みは、日本の農業の姿とダブる。

<優良農地という宣伝にダマされた>

干拓営農地でも入植者が、「優良農地」という宣伝にダマされた、と長崎県を相手に損害賠償と開門を求めて訴訟に踏み切った。

海岸を干拓するやり方は、日本全国どこにでもある事。ここ諫早湾だけが異なるのは水田、いわゆる稲作が出来ない。コメであれば多少のガタ、塩分も問題ないが、畑作では致命的。排水障害、粘土質の土では野菜は出来ない。もう一つの想定外は夏の暑さと冬の寒さ。私たちとの意見交換の中で原告の営農者、マツオファームの松尾さんは「自分は島原で畑にダイコンを作っているが、ここ(干拓地)の夏は2~3度温度が高い。逆に冬は2~3度寒い。」この差は露地もの、葉物にとっては大きい。おまけに冬場にはカモの大群が畑を襲う。せつかく育った白菜、ダイコンの葉は無残に食い荒らされる。

<皆様のご支援を>

私たち共同センターは昨年、県知事に公開質問状を出し、干拓地と調整池の現状に関する見解と対話を求めています。

「対話では解決しない」「開門派とは面談しない」「裁判の決着を待つ」というのが県知事の主張です。

♪ 北風の中に 呼ぼうよ春を
皆様のご支援をお願いします。



新年早々の情勢と展望



堀 良一 よみがえれ有明訴訟弁護団事務局長

あけましておめでとうございます。

○わたしたちは、どういう地平に立って新年を迎えたか

2010年12月の開門判決確定から10年が経過し、11年目の新年を迎えました。

振り返れば、この10年、国は悪辣な手段を駆使して開門から逃げ回りました。開門阻止訴訟での馴れ合い対応、開門確定判決の無力化を狙った請求異議訴訟の提訴と請求異議訴訟での荒唐無稽な漁業権10年消滅論の主張、和解協議における漁業者団体のなりふり構わない切り崩し等々。激しいつばぜり合いの中で、わたしたちは少しもひるむことなく、開門の旗を高く掲げて、この10年をたたかってきました。

その中で、どういう地平に立って、わたしたちはこの新年を迎えているのでしょうか。一言で言えば、請求異議差戻審での勝訴を展望しながら、それを背景にした真の和解協議の実現を現実的な課題とする可能性を切り拓いている、そういう状況の中で新年を迎えたと思います。

○請求異議差戻審の審理状況と裁判をとりまく有利な状況

争点についての審理は、わたしたちの攻勢のうちに大詰めを迎えようとしています。いま裁判所は、このまま判決に向かうのか、それとも和解協議をするのかの選択を迫られています。わたしたちは差戻審の当初から裁判所に上申書を提出して、非開門などという前提を置かない真の和解協議の実現を訴えてきました。

訴訟外でも紛争の全面的解決に向けての機運が高まっています。日本環境会議や環境法政策学会などの研究者団体の現地視察が行われたり、日本ベントス学会自然環境保全委員会から裁判所に意見書が提出されたりしました。日本環境会議では特別の検証委員会が立ち上げられて諫早干拓の検証作業が始まり、すでに全体会議は9回を数えました。こうした動きは随時、裁判所に伝えていきます。そのなかで、裁判所は和解協議を無視して裁判を進行することはできないと考えているようです。

○真の和解協議実現に王手をかけましょう

弁護団では、1月の進行協議期日では第3弾の和解に関する上申書を提出し、その次か、もう一つ先の期日では、和解協議を早急に開始すべきとする上申書を提出して、裁判所に和解協議の実現を迫っていかうと考えています。

農水大臣は国会答弁で、前大臣が現地視察の際に述べた「さまざまな立場の関係者がバランスよく参加するのであれば一堂に会して話し合うこともあってもよい」との考えは、自分も全く同様だと答弁しました。先日、佐賀で開かれたわたしたちとの意見交換会でもその考えであることを確認しました。そうであるならば、非開門の100億円基金案のみの和解に固執する理由はなくなります。

わたしたちは、開門協議において、農・漁・防災共存の開門こそが唯一の紛争解決であることを堂々と訴えて、開門を実現していきたいと思えます。

そのためには、まず、裁判所が前提を置かない和解協議を開始しなければなりません。

新年当初は、ここに焦点をおいてたたかい、和解協議実現に王手をかけていきましょう。

営農者訴訟の情勢と展望について

中原 昌孝 赤坂協同法律事務所弁護士（よみがえれ有明訴訟弁護団）
あけましておめでとうございます。



○営農者訴訟とは さて、改めて、営農者訴訟とは、第3期の農地リース契約の再設定がなされなかったマツオファームほか2社が、2018年1月に、長崎地裁に提訴した、カモ食害及び冷害・熱害の被害の損害賠償、開門を求めている訴訟です。長崎県農業公社からは、干拓農地の明渡訴訟も提起されたため、この裁判も同時に闘っています。また、2019年9月には、第1期で撤退を余儀なくされた匠集団おおぞらともう1名が追加提訴しています。

この裁判は、2020年1月27日まで公開の法廷で開催されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、その後は電話会議で期日が進行したこともあり、その間の訴訟の状況について、ご報告したいと思います。

○裁判長の交代

2020年7月27日、10月12日、12月22日に期日が行われましたが、そこでは、引き続き、国・県・公社との間で、損害賠償・開門訴訟では、カモ食害、冷害・熱害、排水不良、雑草被害等の被害論、国の虚偽宣伝、欠陥農地造成の営造物責任など責任論等の争点を中心に、また、明渡訴訟では、「再設定が原則」とされていたことなどから公社の明渡が権利濫用・信義則違反であるという争点を中心に、主張や証拠の応酬を行ってきました。

7月27日は、3月10日に湾内2陣・3陣の開門訴訟で漁民を負けさせた武田瑞佳裁判長から、天川博義裁判長に交代となって初めての期日でしたが、交代により裁判の雰囲気明らかに変化してきています。特に、土地明渡では、その傾向が強く、「再設定が原則」という点について、裁判所が公社側に釈明や必要な証拠の提出を求めるなど、公社の主張を鵜呑みにしない裁判所の姿勢が伺えます。

○「現地進行協議」の実施へ

12月22日の期日では、これまで弁護団が求めてきた「現地進行協議（裁判所が現地でカモ食害等の実情を見る手続）」の実施を裁判所が認め、本年3月頃にこれを行うことが確認されました。裁判所が、現場を見たいということは、きちんとした判断をしたいという姿勢の表れであり、タイミングとしても、請求異議差戻審での和解協議の開始に向けて、大きな追い風となると考えています。

○今後の展望

営農者訴訟も、提訴から約3年が過ぎ、今後、それほど遅くないうちに証人尋問、当事者尋問等の手続に進んでいくことが予想されます。公社の明け渡しを阻止し、また、カモ食害、冷害・熱害、排水不良等の被害を裁判上明らかにすることは、開門に向けた大きな力となるはずで

引き続き、営農者訴訟のご支援を、どうぞよろしく申し上げます。

福岡高裁請求異議訴訟差戻し審つづく

最高裁から差戻された請求異議訴訟の審理が福岡高裁で続いています。9月30日に第3回、12月7日には第4回目の口頭弁論がありました。次回期日は2021年2月19日です。

9.30 第3回口頭弁論

有明訴訟弁護団の高峰真弁護士が、有明海の環境悪化について意見陳述し、国が誠実に開門を履行することを求めました。(写真は入廷する漁業者ら)



裁判後の報告集会には約50人が参加したほか、リモート参加による発言がありました。

以下の国会議員から、激励と連帯のメッセージが寄せられ、紹介されました。大串博志(衆・立憲)、原口一博(衆・立憲)、赤嶺政賢(衆・共産)、田村貴昭(衆・共産)、野田国義(参・立憲)、紙智子(参・共産)。

請求異議訴訟第3回口頭弁論での高峰真弁護士の意見陳述(抜粋)

<漁業環境悪化のメカニズムは解明されている>

今回、被控訴人らは、準備書面22及び23を提出しました。これらの準備書面は、開門を認めた福岡高裁確定判決後の科学的知見によっても、潮受堤防締切りにより漁業被害が生じていることが示されていることを主張したものです。

特に、長崎地裁の別件訴訟における堤裕昭教授の証人尋問では、すでに福岡高裁確定判決の時点で明らかになっていた、潮受堤防締切りによって諫早湾内の漁場環境が悪化したのみならず、潮受堤防締切りが有明海全体の漁業環境を悪化させているメカニズムも明らかにされました。

<漁業者が活着ているうちに開門を>

控訴人国が不当な抵抗をしている間に、また一人、被控訴人の漁民である中田猶喜さんが亡くなりました。開門しての海が戻ることを信じて、生活が苦しい中でも必死に漁業を続けている方でした。ここ福岡高裁で、開門を認める判決が出た時、中田さんが喜びを爆発させていた姿をよく覚えています。また、農水省との交渉の中で、開門以外の解決はないという強い意志を示した方でした。

それなのに、開門を見ることのないまま、中田さんは亡くなってしまいました。控訴人国は、被控訴人らが全員亡くなるまで不当な抵抗を続けるつもりですか。あなた方は、開門を求める有明海漁民がいなくなれば、あなた方の勝ちだと思っているのですか。

控訴人国がそのような不当な抵抗を続けることなく、残った被控訴人らが活着ている内に誠実に開門を履行することを切に望みます。

(次ページへつづく)

9.30 第3回口頭弁論報告集会



＜仙台高裁生業訴訟勝訴判決に大きな拍手＞

報告集会は、仙台高裁で争われている「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟とりモート中継されました。判決を見守るなか、画面に「勝訴」の旗出しが写ると、会場に大きな拍手と喜びの声が上がりました。漁業者の平方宣清さんが、連帯のあいさつを送りました。

報告集会ではまた、日本環境会議理事長の寺西俊一一橋大学名誉教授が、「諫早湾干拓問題検証委員会」の取り組み状況を報告しました。

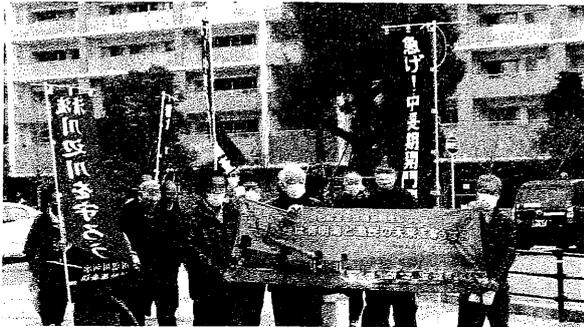
12.7 第4回口頭弁論

12月7日には、第4回口頭弁論がありました。

有明訴訟弁護団の吉野隆二郎弁護士が意見陳述し、「国が確定判決を守らないことを裁判所が認めるのであれば、だれも裁判所など信用しなくなる。本件は、司法のあり方が問われている裁判だ」と述べ、適切な訴訟指揮を裁判所に求めました。

裁判傍聴と報告集会に参加した漁業者の大鋸(おおが)幸弘さん(大浦漁協)は、「何とか開門を実現させて、一日でも早く元の海に戻りたい」と話しました。

(写真は、左=入廷する漁業者ら、右=門前集会で発言する大鋸さん)



○開門調査と和解協議を求める…沿岸漁連が農水大臣に要望書

JCFU 全国沿岸漁民連絡協議会は9月14日、「有明漁民の生活を守り諫早湾の開門調査と和解協議を求める要望書」を、農水大臣と全国漁業協同組合連合会に提出しました。

(農水大臣あて要望書をニュースに同封しています。)

○福岡高裁に和解協議を求める要望書提出…話し合いを求める会

諫早湾干拓問題の話し合いを求める会(諫早市)は、12月24日、「請求異議控訴事件に関して、農業者・漁業者の要望を調整する視点に立って和解をすすめることを求める要望書」を、福岡高裁に提出しました。「防災と農業、漁業の三方良しを計るための和解協議を進めること」を要望しています。

12.23 福岡高裁開門請求訴訟控訴審

諫早湾内漁業者第2.3陣開門請求控訴審第一回口頭弁論

12月23日、福岡高裁（森富義明裁判長）で、諫早湾内（国見、瑞穂、小長井）の漁業者が諫早湾潮受堤防排水門の開門を求めた訴訟の控訴審第一回口頭弁論がありました。一審の長崎地裁が、漁業者原告の開門請求を認めなかったため、原告が控訴した訴訟です。

漁業者原告の平田勝仁さん（諫早湾漁協）と有明訴訟弁護団の高峰真弁護士が意見陳述し、長崎地裁判決の不当さと開門の必要性について訴えました。次回期日は2021年3月1日。



<結論先にありきの長崎地裁判決>

高峰弁護士は、長崎地裁が漁場環境の変化を認めつつも漁業被害は認められないと判断したことについて、「結論先にありきで、無理やり理由をこじつけたもの」と批判。また、国がなすべきことは、有明海の再生に向けた協議を始めることだと述べました。

（写真中央は、門前集会であいさつする平田さん）

開門請求控訴審第1回口頭弁論での平田勝仁さんの意見陳述（抜粋）

<漁業被害の現状を無視した長崎地裁判決>

私は、この裁判の控訴人の平田勝仁です。現在55歳、小長井で生まれ、男兄弟は、皆小長井で漁師として生きてきました。潮受堤防締切りまでは、タイラギの潜水業、刺し網漁、アサリの養殖等をやっており、今は漁船漁業とアサリ養殖業をやっています。

干拓工事により水揚げが落ちると、他の漁師は仕方なく干拓工事に流れていきましたが、私は、心情的に干拓工事に身を置くことができませんでした。

私は、長崎地裁の裁判で、原告本人尋問に立ち、アサリや漁船漁業などの被害を訴えました。他の原告らもタイラギやカキ、ノリの被害を訴えました。しかし、長崎地裁の判決は、そのような現実からは目をそらし、国に都合のいいデータだけを並べて国を勝たせた判決です。最初から国を勝たせるつもりだったとしか思えません。

<国に開門確定判決を守らせてください>

今年の12月6日で福岡高裁の開門判決からちょうど10年が経ちました。開門していれば、潮受堤防の締切りが原因であることは明らかになっていたはずですが、国が判決を守らず、開門しないでごまかそうとしているのに、開門せずに、堤防締切りが原因とはいえないという理由で私たちを負けさせるのはおかしくないですか。

長崎地裁の判決は、開門を拒否した国の思う壺というか、そのような国の態度を認めたようなもので、何のための裁判所なのかと怒りしかありません。

裁判所は、開門しないという国の態度を許していいのですか。判決を守らない態度を許すのですか。それは国民に対しても同じですか。

国に判決を守らせてください。国に一日も早く開門させるようにしてください。漁師が減って、漁協が消えて、取り返しがつかなくなる前に、一刻も早く国に開門させてください。

12.20 新農水相との意見交換会

野上浩太郎農水相は 12月20日、9月の就任後初めて佐賀、長崎両県を訪れ、佐賀市内で、よみがえれ有明訴訟原告団、支援者らと意見交換しました。漁業者の平方宣清さん(大浦漁協)、篠塚光信さん(諫早湾漁協)は、「他県の漁業者から“ウソだろう”と言われるくらい状態が悪い」と漁業被害の現状を説明、干拓地営農者の松尾公春さん(松尾ファーム)は、カモ被害の写真を提示しながら、農業被害の状況を説明し、ともに開門の必要性を訴えました。

<和解協議はあってもいい>

馬奈木昭雄有明訴訟弁護団長は、和解協議の必要性について述べた後、「裁判所が和解協議を提案したら農水省は応じますよね」と質問。野上大臣は「仮定の話には答えられない」としつつも、「さまざまな立場の関係者がバランスよく参加するのであればあってもいい」と述べました。また、大串博志衆院議員が、11月19日衆院農水委員会での答弁について確認を求めると、「思いは変わっていない」と応じました。

※11.19 衆院農水委員会での野上農水相答弁

「昨年10月、江藤前大臣が現地視察の際に、さまざまな立場の関係者がバランスよく参加するのであれば一堂に会して話し合うこともあってもよいと発言されたと承知をいたしておりますが、私もその考えは全く同様でございます」

(写真は、左から、野上農水相に開門を求める平方さん、篠塚さん、松尾さん)



熊本で有明海再生NETが講演会と集い

12月13日、熊本県益城郡嘉島町で、“よみがえれ有明海講演会と集い”が開かれ、約40人が参加、ZOOMによりリモート中継されました。主催は、新しく結成された「有明海再生NET」(代表・高橋徹元熊本保健科学大学教授)です。

<会費納入のお願い>

いつもご支援ありがとうございます。支援する会の活動は、皆さまからの会費とカンパによって支えられています。2020年度の会費納入をまだお済みでない方へ、振込用紙を同封しております。振込手数料は不要です。会費のご協力をお願いいたします。

年会費は一口 個人 1000円、団体 3000円(何口でも可)です。

なお、行き違いにより2020年度の会費を納入済みの方はご容赦ください。

「有明再生支援長崎」は、「よみがえれ!有明海訴訟」を支援する長崎の会の略称です